

那烏学第311号
令和7年10月16日

保護者 各位

那須烏山市教育委員会教育長

学校感染症に関する対応について（通知）

日頃より、本市の教育行政に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。
標記の件について、感染症に罹患した際の出席停止期間の確認のため、南那須地区（那須烏山市、那珂川町）における「学校感染症に関する受診報告書」様式を、下記のとおり変更して令和7年11月1日から運用することといたしました。
保護者の皆様におかれましては、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 変更の理由

感染症ごとに異なっていた報告様式や対応を統一するため。

2 従来の運用との主な変更点

従来の運用	令和7年11月1日からの運用
○インフルエンザ 「インフルエンザ受診報告書」を医療機関及び保護者が記入し、学校へ提出	○出席停止に関わる全ての感染症 南那須地区共通の「学校感染症に関する受診報告書」に保護者が記入し、学校へ提出
○新型コロナウイルス感染症 保護者が学校へ連絡（報告書なし）	
○その他の感染症（溶連菌感染症等） 必要に応じて医療機関が治癒証明書に記入し、学校へ提出	※医療機関で聞き取った内容（診断名・発症日・登校可能日等）を保護者が記入します。医師による記入は不要です。

3 受診報告書の提出方法

- (1) 「出席停止になる感染症の種類及び登校の基準等について」を御確認ください。
- (2) 学校感染症に関する受診報告書をコピー又は学校ホームページからダウンロードし、印刷して御利用ください。
- (3) 必要事項を保護者が記入し、登校時に学校へ御提出ください。

4 発症から登校までの流れの例

- (1) 発症
- (2) 医療機関受診（医師から「診断名、発症日、登校可能日等」の指示を受け、受診報告書に記入する。）
- (3) 学校へ連絡し、家庭静養
- (4) 登校（受診報告書を学校へ提出。）

那須烏山市教育委員会事務局
学校教育課総務教育グループ
電話：0287-88-6222、FAX：0287-88-2027